【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（自主規制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の十一**　法第百二条の三十七第一項に規定する自主規制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百九十二条第一項 | 第四百七十五条各号 | 金融商品取引法第百二条の三十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。） |
| 第六百六十三条及び第六百六十四条 | 社員 | 会員 |

２　法第百二条の三十七第二項に規定する自主規制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百六十八条第一項 | 本店 | 主たる事務所 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（自主規制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の十一**　法第百二条の三十七第一項に規定する自主規制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百九十二条第一項 | 第四百七十五条各号 | 金融商品取引法第百二条の三十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。） |
| 第六百六十三条及び第六百六十四条 | 社員 | 会員 |

２　法第百二条の三十七第二項に規定する自主規制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百六十八条第一項 | 本店 | 主たる事務所 |

（改正前）

（新設）